

議第136号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例

京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「(開館時間及び休館日)」に改め、同条第 1 項中「開館日及び開館時間」を「開館時間及び休館日」に、
開館時間 午前 9 時から
12月27日まで 「開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
午後 9 時まで」 を 休 館 日 1 月 1 日から同月 3 日まで及び12月29日から
に改め、同条第 2 項中「開館日及び開館時間」を「開館時間
同月31日まで」
及び休館日」に改める。

第 7 条第 2 項本文中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、
同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、
トレーニングルームの使用料を徴収しない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 2 条第 3 項の規定により

被爆者健康手帳の交付を受けている者

(5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き，身体障害者等1人につき1人に限る。）

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

地域体育館の休館日を変更するとともに，使用料の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。